

神奈川県監査委員公表第 15 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成23年 8 月 9 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 堀 江 則 之  
 同 飯 田 誠

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県小田原保健福祉事務所
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 8 日（平成 22 年 4 月 12 日及び 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）                      予算の執行において、介護扶助実施のための要介護状態等の審査判定に関する委託料の執行に当たり、支出負担行為として整理する時期を誤っていたため、会計年度区分を誤っていた。</p>	<p>指導事項については、予算執行課と事業課との連携が不十分で委託事業の進行管理が不十分であったこと、支出負担行為として整理する時期の錯誤により、会計年度を誤ったものである。                      今後は、このようなことがないように、予算執行課と事業課との連携を密にするとともに、支払については、概算で支出負担行為を行い、現年度予算による適正な執行体制の確立に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県秦野保健福祉事務所
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 17 日（平成 22 年 4 月 15 日及び 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）                      収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定に当た</p>	<p>指導事項については、財産管理に関する理解が不十分で、かつ、進行管理が不十分</p>

<p>り、2回に分けて調定すべきところ、一括して調定していた。また、調定事務が3月を超えて遅れているものがあった。</p>	<p>であったことによるものである。      今後は、このようなことがないように、財産台帳価格の改定時の収入の手続を確認し、複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県厚木保健福祉事務所
- 2 監査実施日  
平成22年6月23日（平成22年4月20日及び21日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成22年8月13日（神奈川県公報号外第63号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)          次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行において、新たに委嘱した相談員のボランティア事故共済保険の加入が、委嘱後3月を超えて遅れていた。</li> <li>2 支出事務において、神奈川県障害福祉相談員の活動手当の支払に当たり、同相談員設置要綱に定められた時期に支払っていなかった。</li> <li>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成22年2月2日付け会指第82号会計局長通知に反して、物品購入契約を締結していた。</li> <li>(2) 翌年度の準備行為として行った平成21年度厚木保健福祉事務所別館清掃業務委託に係る入札執行に当たり、当該入札の落札決定の効果に係る条件が付されていなかった。</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導事項の予算の執行については、事業進行管理が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 支出事務については、神奈川県障害福祉相談員設置要綱の確認が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、要綱等の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>3 契約事務のうち、会計局長通知に反した契約締結については、同通知の趣旨、内容等の所内各部所への伝達が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、所内部課長会議等を通じて所内各部所への周知を徹底し、再発防止を図るとともに、予算執行依頼票を定めるなど、予算執行手続の改善を図り、適正な事務執行に努めることとした。          入札執行については、翌年度の契約準備行為として入札を行う際の留意すべき事項について、認識が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、入札説明書のひな形を策定するとともに、複数職員による確認を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県大和保健福祉事務所
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 5 月 20 日（平成 22 年 4 月 15 日及び 16 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、ファクシミリの再リースに当たり、長期継続契約でないにもかかわらず、年度を超えて契約していた。	指導事項については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等の理解が不十分であったことにより、年度を超えて契約を行ったものである。 今後は、このようなことがないよう、条例等の確認を徹底し、適正な事務執行に努めるとともに、所内会議等で繰り返し周知し、再発防止を図ることとした。

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県足柄上保健福祉事務所
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 5 月 25 日（平成 22 年 4 月 21 日及び 22 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、請求書等の修正が行われているものがあつた。	指導事項については、生活保護費の医療機関への支払事務の理解が不十分であつたものである。 今後は、このようなことがないよう、支払事務手続について周知徹底を図るとともに、書類審査の確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立煤ヶ谷診療所
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 5 月 25 日（平成 22 年 4 月 20 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表

平成 22 年 8 月 13 日(神奈川県公報号外第 63 号) 神奈川県監査委員公表第 10 号  
4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、集団予防接種委託契約に係る受託事業収入の調定が著しく遅れているものがあつた。</p> <p>2 支出事務において、医薬品購入代に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあつた。</p>	<p>1 指導事項の収入事務については、収入事務の進行管理が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、毎月末に調定漏れがないか再確認を行うなど、進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、請求書の提出が遅れているものについては提出を促すなど、進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立衛生看護専門学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 4 月 5 日 (平成 22 年 3 月 3 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日 (神奈川県公報号外第 63 号) 神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、健康診断委託契約に係る契約書の内容が不適切であつた。</p>	<p>指導事項については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことを十分認識していなかつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令等の確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立よこはま看護専門学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 3 月 5 日 (平成 22 年 1 月 27 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日 (神奈川県公報号外第 63 号) 神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

--	--

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、行政財産使用料を2回に分けて収入すべきところ、一括して収入していた。</p>	<p>指導事項については、財産評価額改定時の収入方法に対する理解が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、関係規則の周知徹底を図るとともに、複数職員による事務の進行管理を一層徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県厚木児童相談所
- 2 監査実施日  
平成22年2月10日（平成21年12月14日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成22年8月13日（神奈川県公報号外第63号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当1件、11,520円を過少に支給していた。</p>	<p>指導事項の非常勤職員の通勤手当11,520円については、平成22年1月8日に本人に支給した。          今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立総合療育相談センター
- 2 監査実施日  
平成22年1月27日（平成21年12月8日から10日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成22年8月13日（神奈川県公報号外第63号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、次のとおり事務処理が著しく不適切であった。          1 在宅重症心身障害児者への訪問職員に係る謝礼の支払に当たり、履行後3月を超えて支払っているものがあつた。</p>	<p>1 指導事項の支出事務のうち、謝礼の支払の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、事業の進捗状況を的確に把握するとともに、新たに「結果報告確認表」を作成し</p>

<p>2 麻酔人工呼吸器のリースに当たり、年度を超えて契約し、翌年度分まで支出していた。</p>	<p>履行確認の遅延を未然に防ぐことにより適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 麻酔人工呼吸器のリースについては、財務関係法規の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財務関係法規の遵守に努め、複数職員による相互管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立中里学園
- 2 監査実施日  
平成 22 年 4 月 15 日（平成 22 年 3 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、前渡金の支出及び精算が遅れているものがあつた。</p> <p>2 契約事務において、見積合せの方法等の事務処理が不適切なものがあつた。</p> <p>3 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当 1 件、25,896 円を過大に支給していた。</p>	<p>1 指導事項の支出事務については、進行管理が不十分であったためである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による相互の進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約手続における関係規則の認識及び点検体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規則の確認や複数の職員による点検を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務の非常勤職員の通勤手当 25,896 円については、平成 22 年 4 月 7 日に本人から返納された。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を一層徹底するなど、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立おおいそ学園
- 2 監査実施日  
平成 22 年 1 月 22 日（平成 21 年 12 月 4 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)            庶務事務において、非常勤職員の報酬 2 件、234,240 円を過少に支給していた。</p>	<p>指導事項の非常勤職員の報酬 234,240 円については、平成 22 年 1 月 7 日、本人に支給した。            今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立ひばりが丘学園
- 2 監査実施日  
平成 22 年 1 月 29 日（平成 21 年 12 月 11 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)            次のとおり事務処理が不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、公衆電話委託契約に伴う定額手数料の収入に係る事務処理が不適切であった。</li> <li>2 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当 1 件、66,760 円を過大に支給していた。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導事項の収入事務については、公衆電話委託契約の事務処理に係る知識が不十分であったことによるものである。              今後は、このようなことがないよう、毎月の収入事務処理を確実にを行い、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 庶務事務の非常勤職員の通勤手当 66,760 円については、平成 22 年 1 月 26 日に本人から返納された。              今後は、このようなことがないよう、複数の職員により確認する体制を整えることにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立さがみ緑風園
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 17 日（平成 22 年 4 月 19 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	

<p>次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、次のとおり事務処理が不適切であった。</p> <p>(1) 公金の預金口座の利息の収入手続を行っていなかった。</p> <p>(2) 督促状の発行に当たり、期限内に発行しないなど神奈川県財務規則第66条に基づく手続が行われていないものがあった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産目的外使用に係る使用許可面積及び使用料に誤りがあった。</p>	<p>1 指導事項の収入事務のうち利息の収入手続については、進行管理及び対象口座に対する認識が十分でなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、利息収入の対象となる全口座の一覧表を作成して共有するとともに、収入調定の時期には、利息収入の発生状況を複数の職員で確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>督促状の発行については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、督促状の対象者リストに督促状の発行期限や新たな納付期限等の記載欄を追加し、複数の職員による確認や進行管理が行えるように改め、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、県有財産の目的外使用許可に対する理解が十分でなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、使用許可状況に変化があった場合は、速やかに変更許可の対象となるか否かなど、その取扱いについて管理職を含めた複数の職員で慎重な検討を行い、適正な事務執行を図ることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県動物保護センター
- 2 監査実施日  
平成22年4月15日（平成22年3月23日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成22年8月13日（神奈川県公報号外第63号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、施肥、剪定、薬剤散布年間管理業務委託契約の締結に当たり、予定価格を超えた額で契約していた。</p> <p>2 歳計外現金事務において、前回の監査で、納付期限の遵守について指摘がなされていたにもかかわらず、今回も所得税の一部を納付期限後に</p>	<p>1 指導事項の契約事務については、見積額が予算内であることのみを考慮し、予定価格の確認を怠ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による関連書類の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 歳計外現金事務については、進行管理が不十分であったため、加給に係る所得</p>

納付していた。	税の納付時期を失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理職を含め、歳計外現金の納付事務について再確認し、複数の職員による進行管理を再度、徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
---------	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立保健福祉大学
- 2 監査実施日  
平成 22 年 2 月 16 日（平成 22 年 1 月 6 日から 8 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、看護師等修学資金の貸付けに当たり、交付時期の遅れているものがあった。</p> <p>2 庶務事務において、非常勤講師の報酬 1 件、12,106 円が支給されていなかった。</p>	<p>1 指導事項の支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による事務の進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務の非常勤講師の報酬 12,106 円については、平成 22 年 1 月 15 日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による相互の確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立東部総合職業技術校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 17 日（平成 22 年 4 月 26 日及び 27 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>収入事務において、授業料の徴収に当たり督促状を発行していなかった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、取扱マニュアルで定められた未納者への通知を督促状</p>

と誤認していたことによるものである。  
 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県企業庁厚木水道営業所
- 2 監査実施日  
平成 22 年 9 月 22 日（平成 22 年 9 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)            次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支出事務において、消耗品購入代等の執行に当たり、受領した請求書に請求日付の記載のないまま支払っているものがあつた。</li> <li>2 物品管理事務において、固定資産明細書に記載された備品の所在が確認できないものがあつた。</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支出事務については、請求書受領時等の確認が不十分であつたことによるものである。            今後はこのようなことがないように、複数の職員で書類の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 物品管理事務については、備品を処分した際に、固定資産明細書の処分手続を怠つたことによるものであり、平成 23 年 1 月 27 日付け事務連絡に基づき除却処理した。            今後は、このようなことがないように、財務関係規程の遵守や備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

- 1 監査実施箇所名  
財団法人神奈川県文学振興会
- 2 監査実施日  
平成 22 年 11 月 16 日（平成 22 年 10 月 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 3 月 15 日（神奈川県公報号外第 6 号）神奈川県監査委員公表第 3 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)            次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p>

<p>1 予算の執行において、年度協定書に定める収支計画の経費配分変更の承認を得ていないものがあった。</p> <p>2 庶務事務において、住居手当1件、42,000円を過大に支給していた。</p>	<p>1 予算の執行については、収支計画の経費配分を変更するに当たって、年度協定書の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、年度協定書の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務については、準拠している神奈川県職員の給与に関する条例の改正内容の確認が不十分であったことによるものであり、住居手当の過大支給分については、平成22年11月16日に本人から返納された。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、条例等の改正内容を複数の職員により確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p> 県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名  
財団法人かながわ国際交流財団
- 2 監査実施日  
平成22年12月3日（平成22年11月11日及び12日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成23年3月15日（神奈川県公報号外第6号）神奈川県監査委員公表第3号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>契約事務において、法人の財務規程に定められた見積書を徴することなく契約を行っているものがあった。</p>	<p>指導事項については、財産規程の理解が不十分であったこと及び職員相互の点検体制がなかったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことのないよう、定期的に財務規程等に関する研修を行うとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。</p> <p> 県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>

- 1 監査実施箇所名  
第61回全国植樹祭神奈川県実行委員会
- 2 監査実施日  
平成22年12月22日（平成22年11月2日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 3 月 15 日（神奈川県公報号外第 6 号）神奈川県監査委員公表第 3 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、事務局の会計規程に反して次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 事務局の会計規程に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあった。</p> <p>(2) 概算払された経費が、現金支払精算書による出納員への報告がされず、残額が戻入されていない等、事務処理及び現金の取扱いが不適切なものがあった。</p> <p>2 会計事務処理において、支払の都度、現金出納簿に管理状況を記載すべきところ、後日まとめて記載していた。また、記載誤りがあった。</p> <p>3 契約事務において、消耗品の購入に当たり、見積合せを行うべきところ、一者からのみ見積書を徴して随意契約を締結しているものがあった。</p> <p>4 工事の執行事務において、調査基準価格（最低制限価格）を設けるに当たり、不適切な処理が行われているものがあった。</p>	<p>指導事項については、事務局の会計規程等に関する理解が不十分であったことによるものであり、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務のうち、支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものであり、複数の職員による管理の徹底を図るなど、適正な事務処理に努めた。 概算払された経費の精算報告漏れ及び残額の戻入漏れについては、精算報告が確実になされるよう、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めた。</p> <p>2 会計事務処理については、現金の支払の都度、現金出納簿の適切な記帳を行うよう、職員間に徹底するとともに、複数の職員により確認ができる体制を整え、適正な事務処理に努めた。</p> <p>3 契約事務については、消耗品の購入の際の随意契約に必要な手続に関して、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めた。</p> <p>4 工事の執行事務については、最低制限価格の設定に関して、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めた。</p>

- 1 監査実施箇所名  
財団法人神奈川県都市整備技術センター
- 2 監査実施日  
平成 22 年 12 月 7 日（平成 22 年 11 月 11 日及び 12 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 23 年 3 月 15 日（神奈川県公報号外第 6 号）神奈川県監査委員公表第 3 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、図面袋等の購入に当たり、法人の財務規程に基づく見積合せを行っていないものがあった。</p>	<p>指導事項については、購入品が契約相手方の一者専有物品であると誤認し、見積合せを省略したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認や財務規程の遵守を徹底することにより、適正な事務執行に努め</p>

ることとした。

県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。